●他情報管理との連携による業務の効率化
●情報解析による製品開発・技術の向上

取組の結果

●トレーサビリティの定義に関する国際的合意が形成
●自主的導入の方針に基づく第三者認証ニーズが大きいこと
●「チェーントレーサビリティ」から「個別組織対応」に力点が移行
●政府としての実証的補助制度は一区切り

懇話会



産業廃棄物のトレーサビリティの現状

㈶日本産業廃棄物処理振興センター 事業推進部長 大林重信 OBAYASHI Shigenobu

IT新改革戦略と廃棄物トレーサビリティ

2006年3月に策定された「IT新改革戦略」では、目指すべき将来の社会像の1つに「環境・エネルギーを有効利用し、持続的発展が可能となる社会」を挙げ、その実現に向け、ITの利用により、「環境負荷低減」「環境情報の収集、整理、提供の合理化」「廃棄物トレーサビリティ向上のためのシステム作り」の3点が可能となるとしています。

トレーサビリティの一般的な概念

トレーサビリティには、時間経過に沿って追跡する「フォワードトレーサビリティ」と時間経過を遡って追跡する「バックトレーサビリティ」があります。フォワードトレーサビリティは製品事故時のリコールを効率的に実施することなどを目的とし、バックトレーサビリティは製品消費者の安全・安心確保などを目的としています。

産業廃棄物のトレーサビリティの現状

フォワードトレーサビリティ

排出事業者（及び第三者）が最終処分までの運搬経路等を追跡することにより不法投棄等を未然に防止することを目的としています。その追跡手段として、一般に「マニフェスト（紙又は電子）」「GPS」「ICタグ又はバーコード」の3種類が使用されます。ただし、これら3種類のうち、マニフェスト、GPSは情報内容が規定されているのに対し、ICタグやバーコードは単なる「情報の入れ物」です。

現在、廃棄物処理法により紙又は電子のマニフェスト使用が義務化されています。また、自主的な取組として、電子マニフェストに加え、ICタグ（又はバーコード）やGPS等などによるトレーサビリティ強化が行われています。

バックトレーサビリティ

バックトレーサビリティの導入が期待できる事例として、以下の3点を挙げることができます。

■中間処理業者が適正処理・作業員の安全確保を目的
産業廃棄物の適正処理、作業員の安全確保のため、廃棄物の履歴を追跡（廃棄物処理法に基づき、一部紙ベースの情報により追跡可能となっている）

■最終処分業者が処分場の適正管理・跡地の有効活用を目的
処分場の管理強化、処分場周辺住民の安心向上のため、個々の埋立廃棄物の履歴を追跡。

■消費者がリサイクル製品の安全・安心確保を目的
リサイクル製品の使用上の安全・安心確保のため、製品履歴を追跡。

ループトレーサビリティ

拡大生産者責任等の観点から、製造業者等が、自社製品の分別回収・処理を行うため、生産から回収に至る製品の全履歴を追跡。

なお、電機・電子業界では、ICタグを用いて生産から回収に至る製品履歴追跡のための検討を行っており、H20年2月の「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）」においても、ICタグ等の先端技術の活用の可能性について言及されています。

トレーサビリティ情報の入れ物等の選択

廃棄物管理面からは、廃棄物とトレーサビリティ情報は同じ場所に存在すること、すなわち、廃棄物の容器等にトレーサビリティ情報が添付されていることが望まれます。

容器等に情報を添付する場合、1）トレーサビリティ情報を廃棄物の容器等に直接添付する方法、2）容器等には廃棄物のID番号のみを付し、ID番号ごとの固有情報はインターネットに保管する方法（外部ネットワーク化）があります。情報量が多い場合、情報の入出力回数が多い場合には、外部ネットワーク化が有利です。

外部ネットワーク化する場合の情報の入れ物（用紙、バーコード、ICタグ）の選択にあたっては、「情報量」「情報入出力の頻度及び作業量」「コスト」などを考慮すべきです。